

いなべ市指定給水装置工事事業者 各位

いなべ市水道部

水道法の一部改正に伴う
指定給水装置工事事業者制度の更新制導入について（通知）

日頃より、いなべ市の水道事業に御協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、2019（令和元）年10月1日より指定の更新制が導入されました。
この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となり、指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。
初回の更新時期につきましては、政令の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日によって、更新までの有効期間が異なりますので、該当する期間をご確認の上、期間内での手続きをお願い致します。

1 有効期間及び更新の受付期間

いなべ市より指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成15年12月1日～平成19年3月31日	2022（令和4）年9月29日までの3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	2023（令和5）年9月29日までの4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	2024（令和6）年9月29日までの5年間

2 申請時に必要な提出書類及び持参するもの（水道法第25条の2を準用）

- 様式第1（新規指定時の申請書と同様）
- 様式第2（欠格要件に該当しないことの誓約書）
- 機械器具調書
- 定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）
- 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状又は技術者証の原本もしくは写し）

3 いなべ市が確認する項目（給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について）

【確認する内容】

- 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

4 更新に係る事務手続き手数料

いなべ市水道条例第34条による

5 更新制度に関するお問い合わせ先

いなべ市水道部水道総務課

電話 0594-72-2752